

地域防犯カメラ設置支援モデル事業補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、子ども、女性等を犯罪から守るために防犯カメラを設置する地域活動団体に対し、予算の範囲内において、地域防犯カメラ設置支援モデル事業補助金（以下、「補助金」という。）を交付することにより、防犯活動を促進し、もって安心安全の都市づくりの実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の発生を抑止するため特定の場所に継続的に設置される映像撮影装置で、本体又はそれに附属する機器に録画機能を有するものをいう。
- (2) 地域活動団体 自主的かつ継続的に防犯活動を行う住民の組織をいう。
- (3) モデル地域 子ども、女性等を犯罪から守るため、防犯カメラの設置を進める市立小学校区を単位として選定した区域をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、防犯カメラを設置する際に、次に掲げる要件を満たしている地域活動団体をいう。

- (1) 防犯カメラを設置するモデル地域の合意を得ていること。
- (2) 当該団体の規約及び防犯カメラの管理運用規程を策定していること。
- (3) 子ども、女性等を犯罪から守る視点を取り入れるため、所轄の警察署の助言を受けていること。
- (4) 道路上に設置する場合は、当該道路の占用許可及び使用許可を受けていること。
- (5) 防犯カメラの撮影対象区域の概ね2分の1以上を、道路、公園等不特定多数の者が利する公共空間としていること。
- (6) 防犯カメラ設置完了日から起算して6年以上当該カメラが適切に維持管理されること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業は、子ども、女性等を犯罪から守り、地域における犯罪の抑止に資するものと市長が認めた事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費のうち市長が適当と認めるものとする。

- (1) 防犯カメラ及び録画装置等防犯カメラとして機能する機器の購入費用
- (2) ケーブル設置工事費
- (3) 防犯カメラの設置を示す看板及び防犯カメラの設置地域であることを示す看板等の設置費用
- (4) その他防犯カメラ設置に要する費用

2 前項の規定にかかわらず補助対象経費には、次に掲げる経費を含めないものとする。

- (1) 維持又は管理に要する費用
- (2) 地代又は占用料
- (3) 配電柱の共架料
- (4) 防犯カメラの操作指導料

3 防犯カメラの設置台数は、1モデル地域につき10台を限度とし、補助対象経費は1台につき20万円を限度とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の総額(1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる)とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が指定された期日までに、地域防犯カメラ設置支援モデル事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 防犯カメラを設置する地域の総意であることを証する会議録等の写し等
- (2) 防犯カメラの撮影範囲に含まれる住民等の同意書
- (3) 防犯カメラ及び第9条に規定する看板等の設置予定箇所の位置図及び現況写真
- (4) 防犯カメラの撮影対象区域を記載した平面図
- (5) 次に掲げる内容を記載した当該防犯カメラの管理運用規程
 - ア 防犯カメラの設置目的
 - イ 防犯カメラの設置者及び管理責任者
 - ウ 防犯カメラの設置場所及び台数
 - エ 防犯カメラの取扱者の制限
 - オ 撮影された画像の保存方法、保存期間及び消去の方法
 - カ 撮影された画像の利用及び提供の制限
 - キ 記録機器等の管理
 - ク 苦情処理の方法
- (6) 当該地域活動団体の規約

2 この要領による補助金の交付を受けた地域活動団体は、再度この補助金の交付を申請することができない。

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、地域防犯カメラ設置支援モデル事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、交付の決定について、条件を付することができる。

2 市長は、補助金を交付すべきでないと決定したときは、その旨を地域防犯カメラ設置支援モデル事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(看板等の設置)

第9条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、防犯カメラの設置場所の見やすい位置に、防犯カメラを設置している旨及び設置者の名称を記載した看板等を設置しなければならない。

(申請の取り下げ)

第10条 第7条の規定による補助金の交付申請をしたもの(以下、「申請者」という。)は、当該申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を、市長に提出しなければならない。

(変更交付の申請)

第11条 補助決定者は、交付申請の内容を変更しようとするときは、必要な書類を添えて、地域防犯カメラ設置支援モデル事業補助金変更交付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、地域防犯カメラ設置支援モデル事業補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助決定者は、補助対象事業が完了したときは、指定された期日までに、地域防犯カメラ設置支援モデル事業補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラ設置に係る契約書、請書等
- (2) 防犯カメラ設置に係る仕様書及び設置図面
- (3) 防犯カメラ設置に係る工事完了届又は納品書
- (4) 防犯カメラの購入及びその他設置に要した費用に係る領収書の写し又はこれに相当する書類
- (5) 防犯カメラの管理運用規程
- (6) 第9条に規定する看板等も含めた防犯カメラ設置後の現況写真
- (7) 設置した防犯カメラで撮影した映像の静止画を印刷したもの

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の報告書等の提出があったときは、その内容を審査するほか、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、地域防犯カメラ設置支援モデル事業補助金確定通知書(様式第7号)により当該報告をした者に通知するものとする。

(交付の請求)

第14条 補助決定者は、前条の通知を受けたときは、市長が指定する期日までに、地域防犯カメラ設置支援モデル事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(交付)

第15条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(是正のための措置)

第16条 第12条の規定による実績報告の審査又は調査の結果、補助事業の内容が、これに付した条件に適合しないと認めるときは、地域活動団体に対し、必要な措置を採るべきことを命じることができる。

(交付決定の取消し等)

第17条 市長は、補助金決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 第3条及び第7条の規定に違反したとき。
- (4) その他この要領に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還をさせるものとする。

(委任)

第18条 この要領に定めのない事項は、危機管理監が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年1月5日から施行する。

(要領の失効)

2 この要領は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要領の規定により補助金の交付決定を受けた者については、この要領は、なおその効力を有する。